



0590

514

令和 7年11月28日

三重県知事様

所在地 三重県四日市市東日野町1418番地
 名称 医療法人 四日市予防保健協会
 理事長 中嶋 寛
 電話番号 (059) 321-8008

決 算 届

令和 6年 9月 1日から令和 7年 8月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

記

添付書類

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 四日市予防保健協会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 〒510-0942 三重県四日市市東日野町1418番地

(3) 設立認可年月日 平成22年 3月 5日

(4) 設立登記年月日 平成22年 3月12日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 四日市予防保健協会	無	三重県四日市市 東日野町 1418番地	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
衛生検査所	三重県四日市市東日野町 1418番地	

(3) 当該会計事業年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 6年10月24日 令和5年度決算の承認
令和 6年10月24日 理事・監事の選任、退任の承認
令和 7年 8月12日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 四日市予防保健協会
所在地 三重県四日市市東日野町1418番地

財 産 目 録

(令和 7年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	41,937 千円
2. 負 債 額	25,277 千円
3. 純 資 産 額	16,660 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	34,752
B 固 定 資 産	7,185
C 資 産 合 計 (A + B)	41,937
D 負 債 合 計	25,277
E 純 資 産 (C - D)	16,660

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

損益計算書

医療法人 四日市予防保健協会

自 令和 6年 9月 1日

至 令和 7年 8月31日

単位：円

科 目		金	額
【売 上 高】			
保健予防活動収益		23,367,070	
検査収入		29,527,052	52,894,122
【売 上 原 価】			
期首棚卸高		33,275	
医薬品仕入高		4,992,454	
* * 合計 * *		5,025,729	
期末棚卸高		-33,275	4,992,454
	売 上 総 利 益 金 額		47,901,668
【販売費及び一般管理費】			42,952,566
	営 業 利 益 金 額		4,949,102
【営業外収益】			
受取利息			21,499
【営業外費用】			
支払利息			326,745
	経 常 利 益 金 額		4,643,856
【特別利益】			
貸倒引当金戻入益			100,000
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		4,743,856
	法人税、住民税及び事業税		72,000
	当 期 純 利 益 金 額		4,671,856

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 四日市予防保健協会

理事長 中嶋 寛 様

私は、医療法人 四日市予防保健協会の令和 6年度会計年度（令和 6年 9月 1日から令和 7年 8月 31日まで）の業 及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 10月 24日

医療法人 四日市予防保健協会

監事 森下 芳孝